平成２７年（フ）第６号
徳島県那賀郡那賀町木頭出原字モリニシ63番地　モリニシ団地Ｂ302号、旧住所徳島県阿南市横見町中川原32番地
債務者　見渡　弘志
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２７年（フ）第１２号
福岡県田川郡添田町大字落合2246番地
債務者　野北　正和
1　決定年月日時　平成27年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第１５号
鹿児島県姶良市加治木町反土2002番地２　新住宅
債務者　金森　幸子
1　決定年月日時　平成27年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第３３号
鹿児島県鹿屋市下祓川町2022番地２　県営下祓川団地5022号
債務者　吉脇　一弘
1　決定年月日時　平成27年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第３４号
鹿児島県鹿屋市下祓川町2022番地２　県営下祓川団地5022号
債務者　宇都　美幸
1　決定年月日時　平成27年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第１７号
福島県岩瀬郡鏡石町本町321番地　すみれコーポ６号
債務者　若林　　武
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第９号
兵庫県宍粟市山崎町門前102番地22、従前の住所兵庫県宍粟市山崎町山崎212番地
債務者　清水　清志
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２７年（フ）第５７号
佐賀市若宮３丁目１番３号　若楠アパートＡ－３
債務者　高木　尚吾
1　決定年月日時　平成27年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２３号
富山市秋吉新町29番30号
債務者　野坂久美子（旧姓栗山）
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３５号
富山市栗山239番地４
債務者　石川　未来（旧姓大内）
1　決定年月日時　平成27年３月23日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１８８１号
名古屋市名東区勢子坊１丁目1016番地
債務者　川向知枝美
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３０号
青森県弘前市大字土堂字早川57番地４
債務者　山本　保夫
1　決定年月日時　平成27年３月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第６１３号
大阪府吹田市津雲台３丁目４番Ａ24―401号
債務者　大谷　晃道
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７６５号
大阪府東大阪市神田町19番３号
債務者　堀内　員典
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８１７号
大阪市都島区中野町３丁目11番８号　サンハイツ桜早希202号
債務者　松尾　美加
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８８８号
大阪府東大阪市岸田堂西１丁目５番８号
債務者　林こと　梁　　福美
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部